第一回　熊本市駐車場適正配置検討委員会

議題資料

議題		頁
議題１	駐車場整備計画に掲げる基本方針等（案）	１
	1-1　本市における交通体系のあり方	１
	1-2　駐車場の現状と課題	４
	1-3　基本方針及び施策（案）	６
議題２	駐車場整備計画に関する調査手法（案）	８
議題３	委員会等スケジュール（案）	１１

議題1　駐車場整備計画に掲げる基本方針等（案）
1-1　本市における交通体系のあり方

- ✓ 本市では、自動車の普及や女性の免許保有率上昇等により自家用車利用が進展し、**自家用車へ過度に依存した交通体系**となっている。
  ※自動車利用は増加する一方、公共交通利用は減少傾向。

- ✓ このままでは、**自家用車を自由に使えない高齢者などは日常生活サービスを十分に受けられず、移動しにくく暮らしにくいまちになる**ことが懸念される。

■交通手段分担の変化

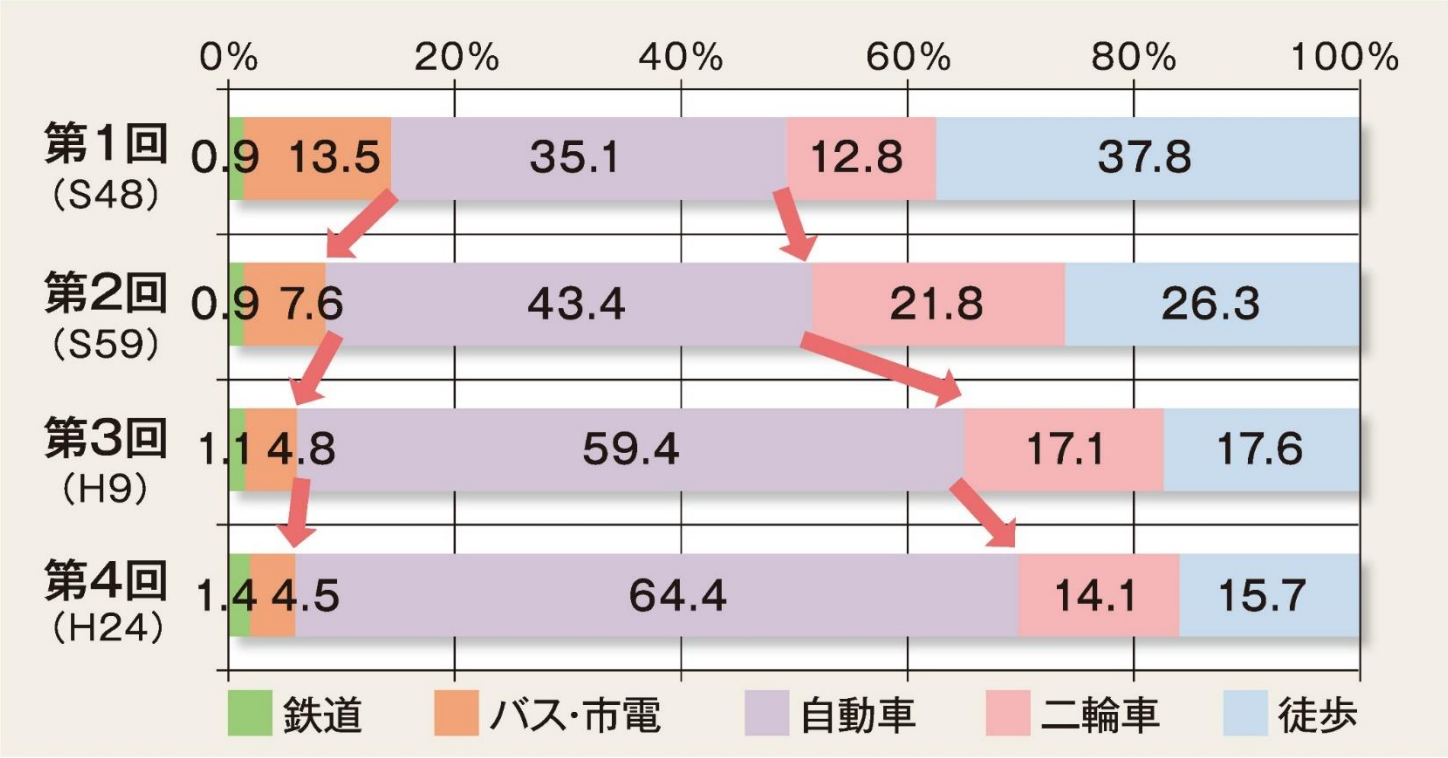

（出典：各年熊本PT 調査）

議題1　駐車場整備計画に掲げる基本方針等（案）
1-1　本市における交通体系のあり方・・・熊本都市圏都市交通マスタープラン

- ✓ このことから、熊本都市圏都市交通マスタープラン等において、**地域の交通特性に応じた都市交通の最適化（ベストミックス）の構築を進める**こととしており、実行計画である熊本都市圏総合交通戦略に基づき、具体的な取り組みの推進を図っている。
- ✓ なかでも、中心市街地では、**「人と公共交通を中心とした、歩いて暮らせるまちづくり」の実現**に向けた取組の一つとして、**駐車場の適正配置等**を推進することとしている。

■ベストミックスのイメージ

（市域全体における大まかな交通体系）

（中心市街地等における詳細な交通体系）

■ベストミックスを構築するための中心市街地等での取り組み

歩行者交通環境の整備
- シンボルプロムナード等の整備
- 中心市街地における駐車場のあり方検討
- **低未利用地の解消**と公開空地の確保
- **駐車場の外縁部への配置**　等

自転車交通の整備
- サイクル＆ライド用の駐輪場整備（熊本駅 等）
- 自転車走行空間整備（県道熊本玉名線 等）
- 自転車放置禁止区域の拡大及び区域内の取締強化
- 自転車駐輪場の附置義務の推進　等

公共交通の整備
- 熊本桜町バスターミナル、熊本駅白川口駅前広場の整備
- バス路線網再編、統一時刻表の導入、バス行先案内記号の改善
- 公共交通案内情報の提供（バスロケーションシステムの導入）
- バスの待合環境向上、電停の改良（辛島町電停 等）　等

ベストミックス

人と公共交通を中心とした交通体系 ⇒ **安全・安心に回遊できる空間の整備**、**賑わいの創出**と**都市機能の維持確保** 等

資料：熊本都市圏都市交通マスタープラン

議題１　駐車場整備計画に掲げる基本方針等（案）
1-1　本市における交通体系のあり方

- ✓ 全国でも、市街地における駐車場の面積が著しく増大するなど、都市中心部の衰退が随所でみられることから、まちに人と賑わいを取り戻すべく、**自動車交通を中心としたまちづくりから、歩行者中心の都市空間への再構築に向け、駐車場施策については転換期を迎えている**。
- ✓ このような状況を踏まえ、近年、国では「まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン」等が発出されるとともに、他の地方公共団体においても附置義務条例の見直しなど、駐車場のあり方について積極的に見直されているところである。

- ✓ 一例として、福岡市では、公共交通を主軸とした交通体系の構築を目的とし，マイカーから公共交通への転換促進や自動車交通を削減・抑制する様々な交通対策の一環として、**公共交通利用促進の実施による附置義務台数の低減（事例①）**や**駐車場の集約化（事例②）**など、駐車場のあり方を見直されている。

（事例①）公共交通利用促進措置の実施による台数低減

○天神・博多等の鉄道駅改札口から500m圏域（下図参照）で公共交通利用促進措置に対し、附置義務台数を低減。
（例）・公共交通利用者への割引サービスや運賃補助
　　・鉄道駅への地下通路等の接続　等

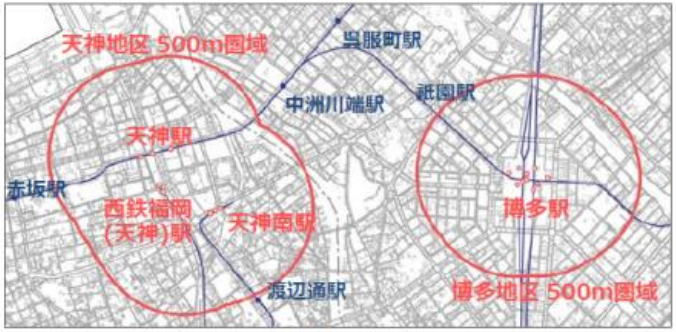

（事例②）隔地制度の運用による駐車場の集約化

○天神中心部の対象エリア（右図参照）への隔地は原則認めない。
　ただし、交通処理上有効と認められる駐車場の集約化などの場合に限り、対象エリア内への隔地も可。

議題１　駐車場整備計画に掲げる基本方針等（案）
1-2　駐車場の現状と課題

✓ 本市でも自動車の普及による路上駐車の増加に対応するため、中心市街地では、昭和４５年に**駐車場整備地区の指定**及び**熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例**（以下、「附置義務条例」）の制定等により駐車場の**量的整備を推進**。

■駐車場整備地区（約143.9ha）※下図赤枠内

■附置義務駐車場の推移

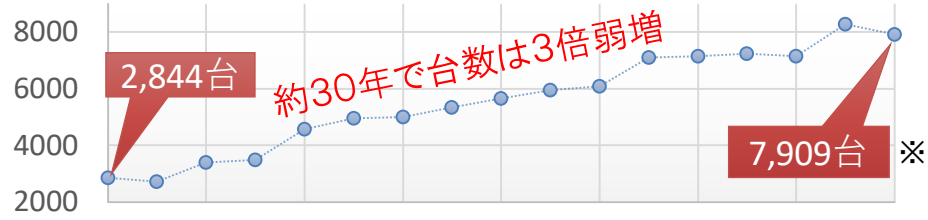

※附置義務駐車場以外にも、中心部には駐車場が同程度もしくはそれ以上整備されていると推察

資料：自動車駐車場年報

■附置義務条例の概要

現　　状

1. 対象地域
駐車場整備地区

2. 対象建築物の用途及び規模
特定用途（店舗、事務所等）：2,000㎡超
非特定用途（住宅等）　　：3,000㎡超

3. 附置義務台数の算定式　※下線部原単位
特定用途　：（特定用途床面積　－2,000）÷300㎡
非特定用途：（非特定用途床面積－3,000）÷450㎡

4. 附置場所の特例
建築物の構造又は敷地の状態により駐車施設を附置することが著しく困難又は不適当と市長が認める場合は、当該建築物の敷地からおおむね200m以内の場所に駐車施設を設置することができる。

5. 荷さばきのための駐車施設
無し

6. 車いす利用のための駐車施設
無し
※バリアフリー法により、特定路外駐車場及び一定規模以上の不特定多数の者、障がい者等が利用する建築物（特別特定建築物）については、バリアフリー基準に適合義務

7. 自動二輪車のための駐車施設
無し（対象外）

議題１　駐車場整備計画に掲げる基本方針等（案）
1-2　駐車場の現状と課題

✓ 一方で、自動車利用環境が整備された結果、路上駐車は減少したものの、**中心市街地への移動が車中心（自動車交通が増加）**となった。
※自動車利用は約５割、一方で公共交通利用は約３割に留まる

✓ その結果、駐車場に起因する様々な課題が発生。
バス利用者数は４０年で７割強減少 ⇒ ①**公共交通の衰退**
利便性が高い場所に立地が集中 ⇒ ②**交通渋滞・歩行環境悪化**
小規模な駐車場が増加傾向 ⇒ ③**中心市街地の活力低下** 等

■中心市街地への移動手段

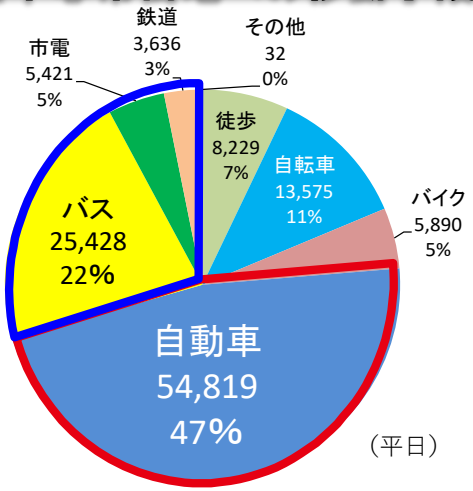

資料：H24PT調査

■駐車場に起因する課題

①公共交通衰退

公共交通機関の輸送人員

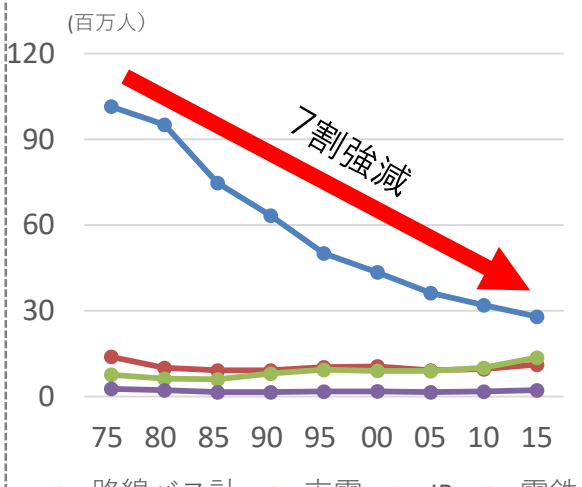

②交通渋滞・歩行環境悪化

附置義務･届出駐車場の分布

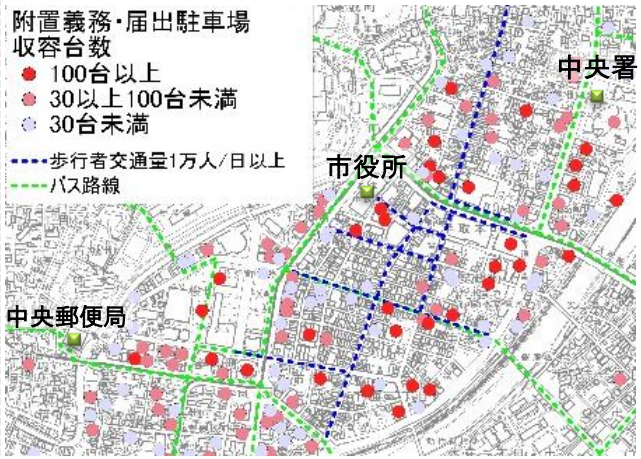

※今後、実態調査を行い、精査する。

③中心市街地の活力低下

中心部における駐車場の立地状況

（一財）熊本市駐車場公社資料を基に作成

議題１　駐車場整備計画に掲げる基本方針等（案）
1-3　基本方針及び施策（案）

- ✓ 中心市街地については、**一定程度の自家用車利用を受け入れつつも、人と公共交通中心のまちづくりが必要**。
- ✓ その取組の一つとして、駐車場は**量的整備を見直し、量・位置・質の適正化を図ること**を目指す。

- ✓ 先ずは、量・位置・質の適正化に向けた**駐車場のあり方**について、市民の理解を深め、その実現に向けて着実に推進するためにも**駐車場整備計画（駐車場法第４条）の策定**が必要と考える。
- ✓ 駐車場整備計画とは、**駐車場整備地区における駐車場のあり方**を定めるものであり、主に次に示す事項を掲げる。
  （定める主な事項）**ア.基本方針**　**イ.目標量及び目標年次**　**ウ.目標達成に必要な施策**　等

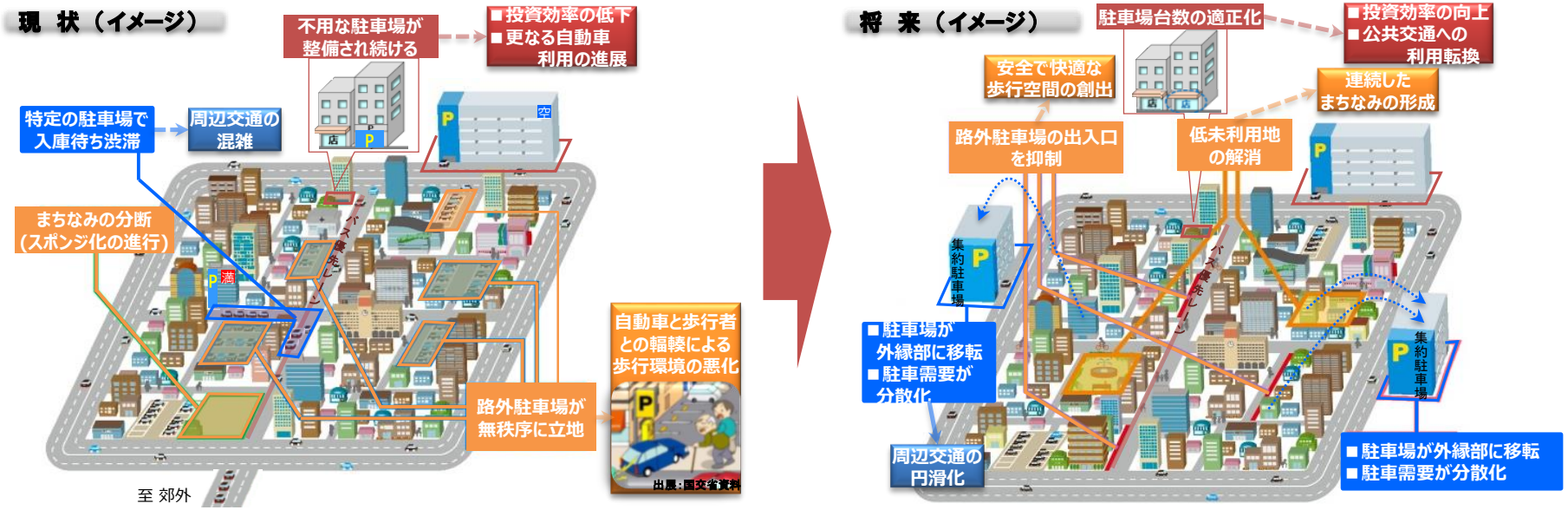

議題1　駐車場整備計画に掲げる基本方針等（案）
1-3　基本方針及び施策（案）

- ✓ 附置義務条例の見直しを軸に駐車場の適正配置を推進。
- ✓ 先ずは条例見直し等の制度設計に取り組み、今後の老朽建築物の建替等にあわせて中長期的に適正化を図る。

量　附置義務台数の適正化・・・・・・・・・【基本方針案①】

施策例1）**公共交通利用促進策等による台数の緩和**
公共交通利用促進に資する取組の貢献度に応じて台数を緩和する

施策例2）**駐車台数の適正化**
附置義務の基準等について、実態に即した台数に見直す

位置　駐車場の集約化と駐車需要の分散化・・・【基本方針案②】

施策例3）**集約駐車施設への附置**
附置義務が適用される建築物の駐車場は、中心部周辺の駐車施設に集約化する

施策例4）**共通駐車券制度の導入**
どこの駐車施設でも同様の駐車サービスを提供する

質　路外駐車場の配置等適正化・・・・・・・【基本方針案③】

施策例5）**路外駐車場の出入口等を抑制**
歩行者が多い道路等に面する駐車場出入口の設置を抑制する

施策例6）**路外駐車場等での荷さばき促進**
附置義務に荷捌き駐車施設の基準を定めることや、既存駐車場等を活用した荷捌きの推進を検討する

施策例7）**平面駐車場からの土地利用転換等を促進**

その他　誰もが安心して移動できる環境の整備・・【基本方針案④】

施策例8）**障がい者等用駐車場の確保**
附置義務に障がい者等用駐車場の基準を定めることを検討する

施策例9）**自動二輪車駐車場の確保**
附置義務に自動二輪車駐車場の基準を定めることや、駐車場所が不足する地区において、既存駐車場等の活用を検討する

施策例10）**観光バスの乗降適正化**
観光バスの駐車場を確保することや、路上等での乗降場所及び待機場所を確保することについて検討する

＜期待される効果＞

- 公共交通利用者数の増加
- 駐車場に整備すべきだった床をその他用途へ転用できる
- 中心部周辺の駐車施設に移転し、
  ・自動車と歩行者との輻輳が軽減
  ・周辺交通が円滑化
- (再掲)駐車場に整備すべきだった床をその他用途へ転用できる
- 駐車需要が分散し、駐車待ち渋滞が解消
- 自動車と歩行者との輻輳が軽減
- 施設の立地が促進され、街並みの分断が解消

→ 公共交通の再生
→ 交通円滑化 歩行環境向上
→ 中心市街地の活性化

「人と公共交通を中心とした、歩いて暮らせるまちづくり」の実現

議題2　駐車場整備計画に関する調査手法（案）

- ✓ **附置義務条例の対象とするエリア**として、**駐車場整備地区**を指定。
- ✓ 駐車場整備地区については、昭和４５年の都市計画決定から**約５０年が経過し、駐車場を取り巻く状況は大きく変化**していることから、**区域の見直しも併せて検討する必要**がある。
- ✓ 今回、調査対象地区は、**現駐車場整備地区**に加え、都市計画運用指針を踏まえ、中心市街地のうち、都市機能の集積が見込まれ、かつ、広域交通拠点などが立地する熊本駅周辺を含む**商業地域（指定容積率500%以上）**の地区を基本とする。

※第１０版都市計画運用指針
「駐車場整備地区は、都市機能が高度に集積している商業・業務地区等や、
面的整備事業予定地区で将来拠点都市機能の集積が見込まれる地区等が考えられる。」

■調査対象地区（約168ha）※右図青枠内

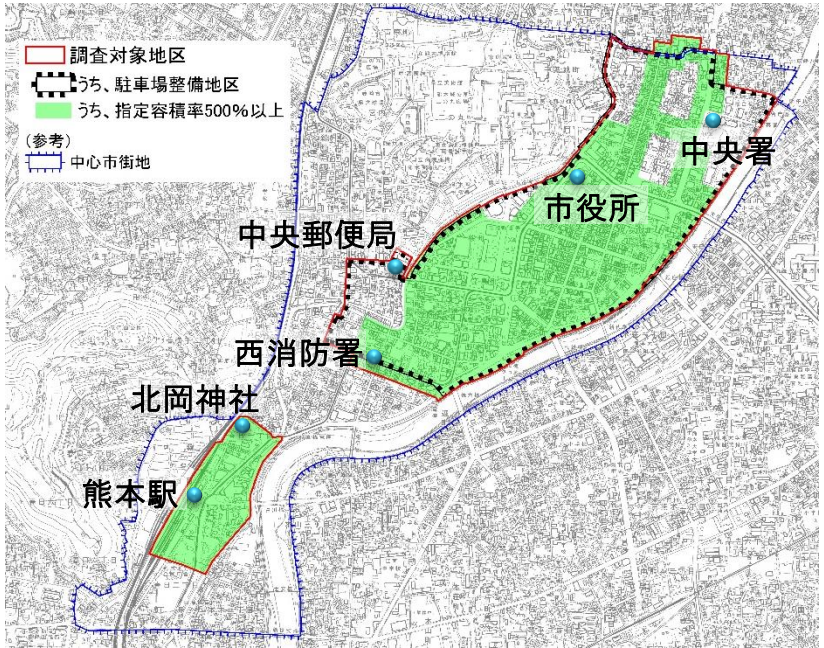

議題2　駐車場整備計画に関する調査手法(案)

- ✓ 今回調査は、**主に駐車場整備計画内の『目標量（将来の見通しを踏まえた駐車場整備台数の目標）』を定めるため、駐車場の利用実態等について把握**するもの。
- ✓ 加えて、本日提案の施策（案）の規模や程度を具体化（駐車場整備計画を推進）するために、ニーズや現状分析等の調査についても並行して調査を行う予定。

■(参考)施策の具体化検討フロー

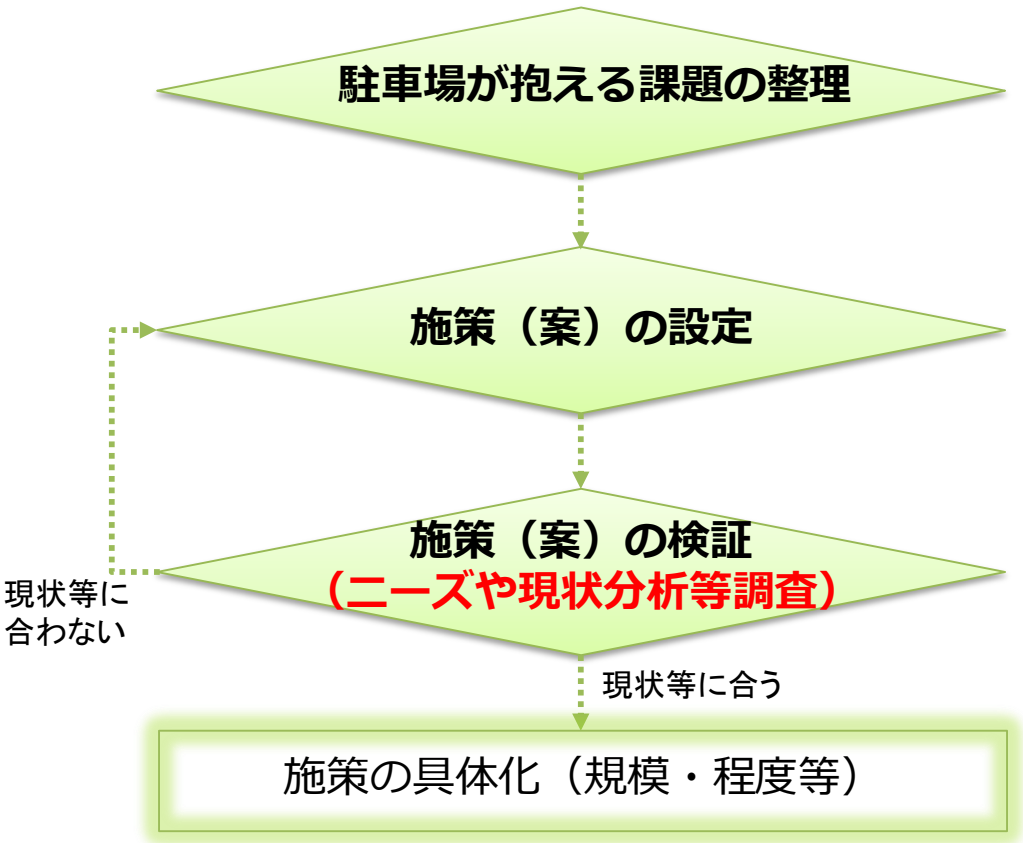

【イメージ】集約駐車施設への附置

（駐車場が抱える課題）

- □ 施設に近接して駐車場が多く設置されるため、駐車場を求めて自動車が中心部に流入し、交通渋滞や歩行環境の悪化が発生。

（施策案の設定）

- □ 【イメージ】隔地基準を緩和し、附置義務駐車場は中心部周辺の駐車施設へ集約化されるよう促進する。
  - ・・・施設から、どの程度離れた駐車施設であれば利用されるか？

（施策案の検証）

- □ 駐車場利用者聞き取り調査　等
  （現状の駐車場の利用され方を調査）

- □ （程度）隔地距離を●mに緩和

議題2　駐車場整備計画に関する調査手法（案）

- ✓ 主な調査内容は下表のとおり。
- ✓ なかでも、利用実態調査を行う時期については、**桜町地区市街地再開発事業の開業（９月）後、交通状況が比較的落ち着くのを待ってはスケジュール的に厳しいことから、開業前の調査**を予定。開業に伴い発生する駐車需要は別途加味する。

調査名	調査対象	調査方法
① 駐車施設調査	対象地区における 全ての自動車の駐車場所	• 目視を基本とした巡回調査。
② 利用実態調査 （平日・休日)	①の調査結果を基に、 いくつかの駐車場を選定	• 12時間（7時～19時を想定）の入出庫台数と駐車待ち行列について、調査員による観測を行う。もしくは、駐車場事業者から提供可能なデータを入手し、整理する。 • なお、**観測時期は桜町地区市街地再開発事業の開業前（９月以前）を想定**している。
③ 駐車場利用者聞き取り調査（平日・休日）	①の調査結果を基に、 いくつかの駐車場を選定	• 左記対象駐車場の利用者を対象に、駐車場からの行動範囲等について聞き取りを行う。
④ 歩行者及び自転車 交通量調査 （平日・休日）	商店街通行量調査を踏まえ、 調査日（例年10月頃）及び 調査地点を選定	• 12時間（8時～20時を想定）の進行方向別の歩行者及び自転車通行者の交通量について、調査員による観測を行う。 • なお、調査地点を通過する対象者数を進行方向別に5分間計測し、計測値に12を乗じて、1時間の通行量を換算・推計する予定である。
⑤ 平面駐車場地権者 の意向調査	①の調査結果を基に、 いくつかの駐車場を選定	• 左記対象駐車場の地権者に対して、駐車場へ転換された理由等について、アンケート調査を行う。
⑥ 附置義務事業者 アンケート調査	附置義務対象施設を基に、 いくつかの附置義務事業者を選定	• 左記対象附置義務事業者に対して、集配送状況等について、アンケート調査を行う。
⑦ 路上駐車実態調査	対象地全域を巡回し、 いくつかの調査地点を選定	• 12時間（7時～19時を想定）の路上駐車状況等について、調査員による観測を行う。 • なお、１時間ごとに調査員が巡回・一定時間の観測を行い、1時間の路上駐車数を換算・推計する予定である。
⑧ 運送事業者等 ヒアリング	⑦の結果を基に、 いくつかの運送事業者を選定	• 事業所を訪問し、荷さばきの方法等についてヒアリングを行う。

※上記以外に、自動二輪車の取締状況や観光（貸切バス）駐車場の利用状況等についても把握する予定である。

議題3　委員会等スケジュール（案）

（熊本市駐車場適正配置検討委員会）
- ✓ 駐車場整備計画の策定に向けて、先ずは、実態調査等を進める。
- ✓ 調査結果を踏まえ、**<u>１２月頃に駐車場整備計画（たたき台）を提示</u>**する予定。
- ✓ ご意見等を踏まえ、**<u>来年３月頃に駐車場整備計画（素案）の策定</u>**を目指す。

（都市計画手続き）
- ✓ 駐車場整備地区の区域見直し案については、**<u>今年度中に熊本市都市計画審議会に諮る</u>**ことを目指す。

■スケジュール（案）

内容	２０１９年度				２０２０年度以降
	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	
■熊本市駐車場適正配置検討委員会					
第1回：基本方針（案）等について	**第1回**				
第2回：駐車場整備計画(たたき)について		実態調査等	**第2回**		
第3回：駐車場整備計画(素案)について				**第3回**	
第4回以降：各種施策の推進について					
■都市計画手続き（駐車場整備地区の区域見直し）					
都市計画変更（素案）の作成					
都市計画変更（素案）に係る住民説明会					
都市計画変更（案）の公告・縦覧					
熊本市都市計画審議会					
都市計画の変更・告示					